

## 第一五回

### 参第七号

#### 道路交通取締法の一部を改正する法律（案）

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「前項」を「第五項」に改め、第五項の次に次の三項を加える。

公安委員会は、前項の規定による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合においては、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ及び証拠を提出することができる。

公安委員会は、聴聞を行う場合において必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する者につき参考人として出頭を求め、その意見をきくことができる。

第九条の二第四項中「第四項乃至第八項」を「第四項乃至第十一項」に、「第五項乃至第八項」を「第五項、第六項及び第九項乃至第十一項」に改める。

第二十九条第一号中「若しくは第七項」を「若しくは第十項」に改める。

第三十条中「第九条第八項」を「第九条第十一項」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

自動車の運転免許等の取消又は停止は、慎重な手続を経て行うようにする必要がある。  
これが、この法律案を提出する理由である。